

「とぎつ“すごカナ”フェスタ」グランドオープニングイベント企画運営業務仕様書

1. 業務名 「とぎつ“すごカナ”フェスタ」グランドオープニングイベント企画運営業務

2. 業務の目的

- (1) 本業務は、とぎつカナリーホールのリニューアルオープンを記念して開催する「とぎつ“すごカナ”フェスタ」のグランドオープニングイベントについて、企画、運営、進行管理等を一体的に実施することにより、本町の魅力を町内外へ広く発信するとともに、新たな交流人口及び関係人口の創出、地域活性化及び賑わいの創出を図ることを目的とする。
- (2) また、リニューアルしたとぎつカナリーホールを核として、文化・芸術・観光・地域資源を融合させた魅力あるイベントを実施し、今後開催する「とぎつ“すごカナ”フェスタ」の象徴的なキックオフイベントとして位置付けるものとする。
- (3) 本イベントは、町内外の幅広い世代にリニューアルした「とぎつカナリーホール」の魅力を体感していただくことを目的とし、主なターゲットをファミリー層、若年層、町内住民及び町外からの来訪者とする。また、来場者数 1,000 人程度を目標とし、多くの来場者が楽しめる魅力的な企画及び運営を実施するものとする。

3. 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 12 月 28 日まで

4. 開催概要

(1) 開催日

令和 8 年 11 月 23 日(月・祝)午後

※ 詳細な開催時間は本町と協議のうえ決定すること。

(2) 開催場所

とぎつカナリーホール

※ ホールのほか、リニューアルした屋上ウッドデッキ、芝生広場、石畳広場等の屋外空間も効果的に活用した企画を提案すること。

(3) 基本的なイベント構成

本イベントは、次に掲げる企画を基本として構成するものとする。

- ① ヒロスケ・ヒロノブの時津歴史さんぽトークイベント
 - ② 長崎にゆかりのあるアーティスト等による音楽ライブ
 - ③ イルミネーション点灯式
 - ④ かわち家との連携イベント
 - ⑤ その他、本業務の目的達成及び来場者の満足度向上、賑わい創出につながる企画
- ※ 各企画の実施時間、出演者数、プログラムの順序、演出方法等については特に指定せず、イベント全体の一体感、来場者の満足度及び円滑な運営等を考慮し、受注者の知見及び経験を生かした効果的な構成を提案すること。

5. 業務内容

受注者は、本イベントの目的を十分理解したうえで、企画立案から運営、進行管理、関係者との調整、広報及び記録まで一体的に実施すること。

(1) イベント全体企画

- ① イベントコンセプトの企画
- ② タイムスケジュール作成
- ③ 会場レイアウト作成
- ④ 運営マニュアル作成
- ⑤ 進行台本作成
- ⑥ スタッフ配置計画
- ⑦ 安全管理計画
- ⑧ 雨天等への対応計画
- ⑨ 関係者との調整
- ⑩ 来場促進及び来場者満足度向上につながる企画
- ⑪ リニューアルしたとぎつカナリーホールの施設や機能を効果的に紹介・発信する企画
- ⑫ ホール内及び屋外空間を一体的に活用し、イベント全体に回遊性及び一体感を持たせる企画
- ⑬ その他、本イベントの目的達成に必要な企画及び調整

(2) ヒロスケ・ヒロノブの時津歴史さんぽトークイベント

とぎつカナリーホールのホールでの実施を基本とし、次の内容を踏まえ、より魅力ある企画を提案すること。

- ① トークイベントの企画・運営
- ② 出演者との調整(山上広信町長、山口広助氏、森あゆ氏、まえかわば一てい氏)
- ③ 会場設営
- ④ 司会進行
- ⑤ 音響・照明・映像運営
- ⑥ 映像上映
- ⑦ 出演者によるトークショー
- ⑧ 収録秘話・ロケ裏話の紹介
- ⑨ 来場者参加型企画
- ⑩ イベント映像記録
- ⑪ その他、来場者満足度向上につながる企画

※ トークイベントの実施時間については特に指定しない。イベント全体の構成及び来場者の満足度等を踏まえ、適切な時間配分を提案すること。

※ 出演者との調整、映像使用、放送内容等については、本町及び株式会社長崎ケーブルメディアと協議のうえ実施すること。

※ 株式会社長崎ケーブルメディアの見積りに計上されている出演者費、ダイジェスト映像制作費、トークイベント映像記録費、技術スタッフ費、編集費及び制作管

理費については、受注者が同社へ支払うものとし、見積価格には、当該費用として 559,020 円(税込)を必ず計上すること。

※ とぎつカナリーホールスタッフは、施設及び既設機器の基本的な使用方法等について必要な説明を行うが、本番運営に必要となる音響、照明、映像等のオペレーターについては、原則として受注者において配置すること。

(3) 長崎にゆかりのあるアーティスト等による音楽ライブ
とぎつカナリーホールのホールでの実施を基本とする。

① 想定アーティスト

(ア) TEE

(イ) RAINBOW MUSIC

(ウ) タナカハルナ

(エ) プリコット

(オ) 西方小天鼓 など

※ 上記は現時点における候補者を例示したものであり、出演者については、本町と協議のうえ決定すること。

※ 出演者数及びライブの実施時間については特に指定しない。来場者が最後まで楽しめる構成となるよう、出演者数、出演時間、出演順及びプログラム全体のバランスを含めて提案すること。

② 業務内容

(ア) 出演者との調整

(イ) ステージ進行

(ウ) 音響・照明運営

(エ) 必要備品手配

(オ) 控室運営

(カ) 出演料、旅費、宿泊費その他出演に必要な経費の負担及び支払

(キ) その他ライブ運営に必要な業務

※ とぎつカナリーホールスタッフは、施設及び既設機器の基本的な使用方法等について必要な説明を行うが、本番運営に必要となる音響、照明等のオペレーターについては、原則として受注者において配置すること。

(4) イルミネーション点灯式

① 点灯式企画

② 演出計画

③ 進行管理

④ カウントダウン演出

⑤ 来場者参加型演出

⑥ 出演者等との調整

⑦ 来場者の屋外への誘導及び安全管理

⑧ 報道機関への対応に係る本町との連携

- ※ 点灯式は、ホールでのトークイベント及び音楽ライブ等の終了後、来場者を屋外へ誘導し、芝生広場又は石畳広場等において、出演者と来場者が一体となってカウントダウンを行い、イルミネーションを点灯することを基本的なイメージとする。
- ※ イルミネーションの装飾範囲については現時点で確定していないが、国道 206 号からとぎつカナリーホールへ続く通路沿いの街路樹、とぎつカナリーホール屋上、芝生広場、石畳広場等を想定している。
- ※ イルミネーションの設置及び施工そのものは本業務に含まないものとし、本業務では点灯式に係る企画、演出、進行管理、来場者誘導等を行うものとする。

(5) かわち家との連携イベント

かわち家については、ホール内及び屋外空間を活用し、イベント全体の要所で会場を盛り上げることを基本として、次の内容を踏まえた効果的な企画を提案すること。

- ① 紅白もちつき
- ② ハッピーマーチング
- ③ 来場者参加型企画
- ④ 出演者との調整
- ⑤ ホール内及び屋外空間を活用した演出
- ⑥ その他賑わい創出につながる企画

(6) イベント運営

- ① 総合進行管理
- ② 受付
- ③ 誘導
- ④ 警備との連携
- ⑤ 救護体制
- ⑥ 音響・照明・映像運営
- ⑦ 会場設営及び撤去
- ⑧ 必要備品調達
- ⑨ 記録写真撮影
- ⑩ 記録映像撮影
- ⑪ イベント終了後の清掃及び原状回復
- ⑫ 運営スタッフの配置
- ⑬ その他イベント運営に必要な業務

※ 本町職員は、イベント全体の総括及び必要最小限の運営支援を行うものとし、イベント運営に必要なスタッフは原則として受注者が配置すること。

※ 株式会社長崎ケーブルメディアによる映像記録は、「ヒロスケ・ヒロノブの時津歴史さんぽトークイベント」を対象とするものであるため、それ以外のイベント全体の記録写真及び記録映像については、受注者において必要な撮影を行うこと。

(7) 広報及び周知

- ① 広報計画の作成
- ② チラシ、ポスター等の広報物の企画、デザイン、制作及び印刷
- ③ SNS、ホームページ等を活用した情報発信
- ④ SNS 等を活用した有料広告の企画及び実施
- ⑤ 報道機関への情報提供に係る本町との連携
- ⑥ 来場者数及び広報効果の分析
- ⑦ その他イベントの周知及び集客に必要な業務

※ チラシ、ポスター等の制作数量、配布方法及び配布先については特に指定しない。町内外の幅広い層への効果的な周知及び来場促進につながる方法を提案すること。

※ SNS 等を活用した有料広告については、ターゲット、媒体、実施期間、広告費等を含め、効果的な広報方法を提案すること。

(8) 独自提案

- ① 受注者は、本業務の目的を達成し、町内外からの来場促進、来場者の滞在時間及び満足度の向上並びに会場全体の賑わい創出につながる独自企画を積極的に提案すること。
- ② なお、マルシェ、キッチンカー等の飲食・物販企画については必須としないが、イベント全体との親和性、会場スペース、安全性及び運営体制等を考慮したうえで提案することができる。
- ③ 独自企画を提案する場合は、必要となる経費についても原則として本業務の委託料に含めること。

6. 成果品

受注者は、次の成果品を提出すること。

- (1) 業務報告書 一式
- (2) 実施計画書 一式
- (3) 運営マニュアル 一式
- (4) 進行台本 一式
- (5) 会場レイアウト図 一式
- (6) イベント写真データ 一式
- (7) イベント映像データ 一式
- (8) 出演者・関係者一覧 一式
- (9) 広報実施結果及び来場者数等の分析資料 一式
- (10) その他本町が必要と認める成果品

※ 成果品は、令和 8 年 12 月 28 日までに提出すること。

※ 提出方法及びデータ形式については、本町と協議のうえ決定すること。

7. 著作権等

- (1) 本業務により作成した成果品に係る著作権は、原則として、本町に帰属するものとする。ただし、第三者が著作権を有するものについては、この限りではない。
- (2) 受注者は、成果品の作成及び本イベントの実施に当たり、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害することがないように必要な手続を行うこと。

8. 秘密保持

受注者は、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

9. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、本町と受注者が協議のうえ決定する。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、安全管理に十分配慮すること。
- (3) 本イベントは本町が主催するものであり、イベントの実施に伴う事故等については、本町が加入する総合賠償保険の適用範囲内において対応するものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、この限りでない。
- (4) 本仕様書に記載する業務内容は、本町が最低限求める事項であり、受注者は、本業務の目的を達成するため、イベント企画及び運営に関する知見、経験及びノウハウを生かし、創意工夫による独自の企画、演出及び運営方法を積極的に提案すること。
- (5) 本仕様書において本町が示すイベント構成、実施場所、出演者等は、現時点における基本的な想定を示したものであり、契約締結後、受注者からの提案内容を踏まえ、本町と受注者が協議のうえ、業務目的を損なわない範囲で変更することができるものとする。